平成２４年（フ）第４９８号
金沢市豊穂町55番地
債務者　済田　　敏
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　智口　成市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６７２８号
大阪府東大阪市寿町２丁目14番５号
債務者　興山　武司
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沙々木　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６号
長野県大町市大町2563番地２号
債務者　原　まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６６４０号
大阪市鶴見区横堤４丁目１番21号
債務者　茂木　美伸
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　充博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０号
佐賀県唐津市町田４丁目５番18号
債務者　米倉　保則
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６８４号
神奈川県小田原市前川155－１　ジュネス304、住民票上の住所神奈川県小田原市西酒匂２丁目７番14号
債務者　鈴木　信男（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２７号
神奈川県秦野市上大槻990番地の３　ハイツヤマブキ201号
債務者　久木　　稔
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０１号
新潟市秋葉区横川浜513番地１　小須戸文京町住宅Ｆ棟6022号
債務者　高橋　奈々
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０３号
新潟県五泉市大川前２番23号
債務者　佐野　清也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２１号
新潟市中央区海辺町１番町3786番地29、前住所新潟市江南区松山1400番地
債務者　白井美知子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３４号
新潟市江南区阿賀野２丁目３番８号
債務者　浅見　哲男
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３５号
新潟市江南区阿賀野２丁目３番８号
債務者　浅見　君子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４４号
新潟市中央区鏡が岡７番６号６
債務者　米津　克也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０７号
名古屋市東区大幸２丁目１番３号　近藤荘101号
債務者　野原　忠男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１１号
名古屋市緑区桃山２丁目141番地　アドザックス桃山Ｄ棟202号
債務者　浅野　　香
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５９号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添38番地１　プレステージ101
債務者　祖父江　武
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５９７号
大阪府四條畷市田原台９丁目10番５号
債務者　村松　哲也
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部